

訪問介護サービス重要事項説明書

当事業所は、介護法令に基づき、岐阜市から指定を受けた訪問介護事業所として、ご契約者に対して訪問介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを以下のとおり説明します。

1. 事業者

事業者の名称	医療法人社団 ともいき会
法人所在地	岐阜市昭和町 2 丁目 11 番地
代表者氏名	理事長 小牧 卓司
電話番号	0 5 8 - 2 5 3 - 7 7 1 7

2. 事業所

事業所の名称	ヘルパーステーションこまき
介護保険指定 事業者番号	2 1 7 0 1 0 2 8 0 6
事業所所在地	岐阜市千手堂南町 3 丁目 3 番地 2
管理者氏名	岡田 梯子
電話番号	0 5 8 - 2 1 3 - 7 8 2 5
FAX 番号	0 5 8 - 2 5 4 - 8 2 2 4

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	適正な運営を図りつつ、要介護等の状態にある利用者に対し、適切に訪問介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	<p>① 訪問介護サービスに携わる訪問介護員等は、利用者の心身の特性をふまえ、要介護等の状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活全般にわたり安心して生活ができるよう援助を行います。</p> <p>② 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、医師、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村及び関係機関とも連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p>

4. 職員体制および職務内容

従業員の職種	員数	常勤	非常勤	保有資格
管理者	1	1		介護福祉士
サービス提供責任者	3	3		介護福祉士、准看護師
訪問介護員	18	7	11	介護福祉士、准看護師 初任者研修（ヘルパー2級）

5. 職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の管理を行います。
サービス提供責任者	訪問介護計画の作成、変更等のほか、利用の申込みに関する調整、居宅介護支援事業所との連携、当事業所訪問介護員等に対する技術指導及び訪問介護サービス内容の管理等を行います。
訪問介護員	訪問介護計画に基づき、訪問介護サービスの提供にあたります。

6. 職員の勤務体制（常勤）

A 勤	6 : 00 ~ 15 : 00
B 勤	9 : 00 ~ 18 : 00
C 勤	12 : 00 ~ 21 : 00

7. 営業日及びサービス提供時間

事業所営業日	月～土
営業時間	9 : 00 ~ 18 : 00
サービス提供日	365日
サービス提供時間	24時間

8. 訪問介護サービスの概要

身体介護	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の身体に直接関わる介助サービスです。 ② 日常生活の動作能力や意欲の向上のために、利用者とともに行う自立支援のためのサービスです。 ③ 専門的知識・技術をもって行う日常生活上、社会生活上のためのサービスです。
生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体介護以外の訪問介護で、掃除、洗濯、調理等の日常生活の援助を行います。 ② 例えば、利用者が単身であったり、家族が障害、疾病等であったりする場合等本人、家族が家事を行うことが困難な場合に家事の援助を行います。

【留意事項】

- (1) 水道、電気、ガス、その他サービスに必要となる物品の使用をさせていただく場合、利用者またはその家族等の同意を得るものとします。
- (2) 訪問介護員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。
 - ① 医療行為
 - ② 利用者またはその家族等から金銭、預貯金、証書、その他重要書類等を預かること
 - ③ 利用者またはその家族等から金銭、物品、飲食の饗応を受けること
 - ④ 利用者の家族等に対する訪問介護サービス
 - ⑤ 訪問介護サービスの範囲を超えたサービス
 - ⑥ 利用者、その家族等に対して宗教活動、政治活動、営利活動等を行うこと

9. サービス計画について

サービスの提供にあたりサービス提供責任者が訪問介護サービス計画を作成し、その内容についてご利用者またはその家族等に説明のうえ同意を得るものとします。

サービス計画は、利用者の心身の状況やニーズに基づき、利用者の担当ケアマネジャーの居宅支援介護計画に基づき作成するもので、この計画に従い訪問介護サービスを実施します。

10. サービス実施区域および交通費

(1) 実施区域 岐阜市内

(2) 交通費 無料（実施区内）

※ 実施区域を超える場合、2 kmごとに 100 円いただきます。

11. 利用料金、その他費用

【利用料金】《特定事業所加算Ⅱ、1 回あたり》

サービス区分	単位区分			
	20 分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
身体介護	1 7 9 単位	2 6 8 単位	4 2 6 単位	6 2 4 単位
生活援助	20分以上 45分未満	45 分以上		
	1 9 7 単位	2 4 2 単位		

【加算】

初回加算	2 0 0 単位
夜朝加算（6 時～8 時／1 8 時～2 2 時）	所定単位 × 2 5 %
深夜加算（2 2 時～翌 6 時）	所定単位 × 5 0 %
緊急時訪問加算	1 0 0 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	全てのサービスの単位 × 24.5%

【地域加算】

上記単位の合計に対し、10. 42 円を乗じた金額となります。

【その他】

- ・ 利用者の負担金額は、上記により計算された金額のうち「介護保険負担割合証」に記載された割合を乗じた金額となります。
- ・ 保険給付対象外サービス、限度額を超えての利用等に関しては、身体介護 3,000 円／時間、生活支援 2,000 円／時間 を負担していただきます。（なお、保険外サービスに関しても、介護職員等処遇改善加算Ⅰとして利用料の 24.5% が加算されます。）

12. キャンセル料

訪問介護サービス当日、利用者の都合（急な体調不良等を除く。）によりキャンセルした場合、キャンセル料が発生します。

キャンセル料は、以下のとおりです。

身体介護	3,000円/時間
生活援助	2,000円/時間

訪問介護サービスを中止される場合は、必ず以下の連絡先までご連絡ください。
058-213-7825 または 担当のサービス提供責任者

キャンセル料には、介護保険が適用されません。

13. 利用料金の支払い方法

利用した訪問介護サービス等について、利用の翌月（15日前後）にサービス内容を記載した明細書とともに請求書を発行します。

口座振替の場合、サービス利用月の翌月23日（金融機関が休日の場合、翌営業日）に利用者の指定口座から引き落としさせていただきます。

14. 苦情等申立て等

事業所等	連絡先
当事業所	窓口担当 岡田 梯子 利用時間 9:00～18:00（月～土） 電話番号 058-213-7825
岐阜県国民健康保険団体連合会	岐阜市下奈良2丁目2-1 介護保険課 苦情対応係 058-275-9826 9:00～17:00（月～金）
岐阜市役所	岐阜市司町40番地1 介護保険課 058-265-4141 8:45～17:30（月～金）

15. サービス提供における事業所の義務

サービスを提供するにあたって、次のことを遵守します。

- (1) サービスの提供について、利用者及びその家族等に必要に応じてわかりやすく説明します。
- (2) 要介護状態の軽減、悪化の防止を前提として、心身の状況に応じたサービス計画を作成し、常にその内容の見直しを行います。
- (3) 緊急の場合は医師、看護師等に連絡をし、必要な措置を講じます。
- (4) 提供したサービスに関する記録を作成し、利用終了後5年間保管するとともに利用者またはその家族等の請求に応じ閲覧していただく、または複写物を交付します。
- (5) 利用者宅の鍵を預かる場合は、鍵預かり証を発行した上で、施錠できる場所で管理をし、訪問介護以外には一切使用しないこととします。万一、紛失または破損した場合、早急に利用者及びその家族等にお知らせをした上で、誠意をもって善後策について相談をし、対処します。また、鍵は必要がなくなった時点で、速やかに返却するものとします。
- (6) 従業者には、採用時及び毎月1回以上の研修を実施することとします。
- (7) 訪問介護サービスを提供するにあたり、知り得た利用者又はその家族等に関する情報は、正当な利用なく第三者に漏らしません。ただし、緊急時に医療機関等に利

用者の心身の状況等を提供させていただく等必要と認められた場合、提供することがあります。

- (8) 岐阜市暴力団排除条例に基づき、岐阜市と協働し暴力団排除の推進を図ります。
- (9) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- (10) 従業者または従業者であったものに対して、業務上知り得た情報を漏洩することのないよう、秘密保持の徹底に努めます。

1 6. 損害賠償責任

訪問介護サービスの実施に伴い、従業者の責により利用者またはその家族等に損害を生じさせた場合、当事業所が賠償する責任を負います。その場合、誠心誠意対応させていただきますが、利用者またその家族等に調査等の手続きにご協力いただく場合があります。

1 7. 事故等への対応

事故等が発生した場合、直ちに状況を把握し、必要な措置を講じるとともに、岐阜市及び関係機関に報告いたします。

1 8. 虐待防止に関する事項

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備 について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

1 9. 契約の終了

以下の事項に該当する場合、当事業所との契約を終了します。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 介護認定調査の結果、利用者が自立または要支援と認定された場合
(要支援と認定された場合、訪問介護サービスを継続希望される場合は、別途介護予防・日常生活支援総合事業契約を結んでいただきます。)
- (3) 利用者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設に入所された場合
- (4) 利用者から解約の申し出があった場合（この場合、解約を希望する1週間前までにお知らせいただくものとします。)
- (5) 以下の事由により、事業者から解約の申し出を行う場合
 - ① 利用者により信頼関係を損なう行為があった場合
 - ② 料金の支払いが遅延し、相当期間を定めた催告に関わらず、支払われない場合
 - ③ その他、訪問介護サービスを実施するにあたり、不可能と判断した場合

1 9. その他

上記事項以外に疑義がある場合、介護保険法令その他諸法令に基づき、利用者、その家族等及び担当ケアマネージャーとの協議の上、決定させていただきます。

訪問介護サービスの提供にあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

ヘルパーステーションこまき

説明者

印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意します。

【利用者】

住所

氏名

印

【家族等】

住所

氏名

(続柄

印
)

個人情報使用同意書

私（契約者およびその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

- ① 介護計画の立案、円滑にサービス提供されるために実施されるサービス担当者会議での情報提供のため
- ② 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ③ 主治医の意見を求める必要のある場合
- ④ 家族等への心身の状況説明、その他サービス提供で必要な場合
- ⑤ 事業所内での実習や事例研究で必要な場合
- ⑥ 外部監査機関への情報提供
- ⑦ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

2 使用する期間

年 月 日から、サービス利用契約の終了時まで

3 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払い、契約解除後もサービス提供上知り得た情報を漏らしてはならない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録する。

年 月 日

ヘルパーステーション こまき 殿

(契約者) 住所 _____

名前 _____ 印

(契約者の家族または代理人) 住所 _____

名前 _____ 印

(契約者との関係)